

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年2月19日(金)  
午前9時55分～午前11時6分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平  
委員 菅原 和子 委員 及川 秀一  
委員 長南 良彦 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名  
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍  
議員 相澤 祐司
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 今野 博幸  
次長兼議事調査係長 佐藤 俊行  
主幹兼庶務係長 針生 明美
- 7 協議事項
  - 1 議会の運営に関する事項について
    - (1) 平成28年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について

確認事項

  - 1 条例議案の事前説明会について
  - 2 当初予算関連議案に対する総括質疑の通告時期について

協議事項

  - 1 議会の運営に関する事項について
    - (1) 議案の取り扱いについて
    - (2) 議員提出議案(意見書)の取り扱いについて
  - 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
    - (1) 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- (2) 名取市議会基本条例の誤謬訂正について
- 3 議長の諮問に関する事項について
  - (1) 陳情の取り扱いについて
  - (2) 当初予算関連議案に対する総括質疑について

午前9時55分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

ここで、この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

平成28年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）についてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。

○書記（佐藤俊行） それでは、平成28年第2回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について御説明いたします。

まず、市長より提出のありました議案の内容についてですが、次第書の1ページ、あわせて資料の1ページからごらん願います。

今回、市長より提出されました議案の数は合計で34カ件です。内訳は、当初予算9カ件、条例議案13カ件、条例議案は全て改正条例です。

次に、資料の3ページになります。補正予算案ですが、9カ件となっております。

次に、人事案件が1カ件、人権擁護委員候補者の推薦となっております。

次に、資料の4ページになりますが、その他の議案として2カ件、議案第35号の市道路線の廃止、議案第36号の市道路線の認定となっております。以上が今回提出されました市長提出議案34カ件です。

次に、議員提出議案として、条例案1カ件、意見書案1カ件の計2カ件となっております。議会案につきましての取り扱いは後ほど御説明いたします。

次に、一般質問についてですが、今回12人の議員から事前に通告がありま

した。質問事項につきましては26事項、質問要旨が76項目となっております。

それでは、別にお配りしております一般質問通告書に基づきまして、発言の順番について確認をしたいと思います。1番、小野泰弘議員、2番、大沼宗彦議員、3番、大泉徳子議員、4番、荒川洋平議員、5番、長南良彦議員、6番、小野寺美穂議員、7番、菅原和子議員、8番、丹野政喜議員、9番、齋 浩美議員、10番、吉田 良議員、11番、及川秀一議員、12番、菊地忍議員、以上の12名です。

議案の内容、一般質問の通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期につきましては2月23日火曜日から3月22日火曜日までの29日間とする案です。

次に、資料の5ページをごらん願います。会期日程（案）について御説明いたします。

まず、2月23日火曜日が開会日です。この日は、開会の後、会期の決定を行い、議案第3号から議案第36号までを一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第18号を除く議案第12号から議案第24号までの一部改正条例案12カ件に対する質疑の後、委員会付託を行います。

次に、その他議案、議案第35号及び議案第36号の市道路線の廃止・認定について質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第34号の人権擁護委員候補者の推薦について質疑、採決を行います。

次に、議会案第3号の意見書案については、質疑の後、委員会付託を行い、散会。散会の後、常任委員会を開催する日程となっております。

2月24日水曜日と25日木曜日は議案調査のため休会と考えております。

26日金曜日は常任委員会の所管事務調査及び予算関連事業箇所現地調査等を行う予定としております。

週が明けまして、2月29日から3月2日までの3日間につきましては一般質問を行います。内訳ですが、29日は1番から4番まで、3月1日は5番から8番まで、2日は9番から12番までの各4名を予定しております。

3日木曜日は、常任委員会の審査として、午前を総務消防常任委員会、午後を建設経済常任委員会、4日金曜日の午前を民生教育常任委員会の審査日程としております。

資料の6ページに移りますが、3月7日月曜日につきましては、議案第12号から議案第17号までの改正条例に対する討論、採決を行います。

次に、議案第18号のまとめ条例、議案第18号につきましては複数の常任委員会にまたがるので、本会議での質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第19号から議案第24号までの改正条例に対する討論、採決を行います。

次に、議案第25号から議案第33号までの補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第35号及び議案第36号の市道路線の廃止及び認定に対する討論、採決を行います。

次に、議会案第2号の改正条例案について、提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を行います。

8日は午前10時から本会議を開き、平成28年度予算案に対する総括質疑を行い、その後、財務常任委員会に付託を行います。本会議終了の後、財務常任委員会を開催し、一般会計歳入の補足説明を行います。

9日は一般会計歳入全部について審査を行います。

10日は歳出の1款から4款までの審査を行います。

11日は東日本大震災の追悼式があることから休会としております。

14日は歳出の5款から8款までの審査を行います。

15日は歳出の9款から14款までの審査を行います。

16日は特別会計・企業会計の審査を行います。

17日は不二が丘小学校の卒業式、18日は不二が丘小学校以外の卒業式があるため休会としております。

最終日の3月22日ですが、午前10時より本会議を開催し、議案第3号から議案第11号までの予算案9カ件に対する討論、採決を行います。

次に、議会案第3号の意見書案1カ件についての委員長報告、討論、採決を行い、閉会となります。

会期日程（案）につきましては以上ですが、ここで追加議案についてお知らせいたします。

今後、追加議案として8カ件予定されております。

まず、工事請負契約の締結が3カ件ありますが、内訳といたしましては、愛島公民館改築工事、名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業平成27年度設計・施工一括型工事（上水道のその2）、北釜中央線（北釜橋）災害復旧工事の以上3カ件です。

次に、財産の取得が2カ件です。内訳は、いずれも災害公営住宅の高柳字圭田地区と閑上字新大塚地区です。

次に、平成27年度一般会計補正予算です。内容は、市立認可保育所委託費及び地方創生加速化交付金です。

次に、平成28年度一般会計補正予算です。内容は、第14回の復興交付金及び臨時給付金です。

次に、平成28年度被災市街地復興土地地区画整理事業特別会計です。内容は第14回の復興交付金です。

説明は以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま平成28年第2回定例会に係る会期及び日程（案）について説明いたさせましたが、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） それではお諮りいたします。2月定例会の会期日程（案）につきましては、2月23日から3月22日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、平成28年第2回定例会の会期及び日程（案）につきましては、2月23日から3月22日までの29日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明いたさせます。

○書記（佐藤俊行） それでは、次第書の1ページをごらん願います。

まず、条例議案の事前説明会です。事前説明会につきましては、申し合わ

せに基づき、開会日の前日、2月22日月曜日午前10時より議員協議会室で行います。説明議案は今回提出のありました議案第12号から議案第24号までの条例議案13カ件で、説明員につきましては関係する担当部課長が出席する予定となっております。

次に、当初予算関連議案に対する総括質疑の通告時期です。参考として申し合わせ事項を記載していますが、受け付け期限は現地調査の日の午前9時までとなっております。先ほどの会期日程（案）ですと2月26日金曜日が現地調査の日となっておりますので、2月26日午前9時が通告の期限となります。

確認事項は以上です。

○委員長（小野泰弘） 条例議案の事前説明会及び当初予算関連議案に対する総括質疑の通告時期につきましては、ただいまの説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記をして説明いたさせます。

○書記（佐藤俊行） それでは、資料の8ページ、9ページになります。

議案番号順に御説明いたします。

まず、議案第3号から議案第11号までの当初予算につきましては、3月8日に一括議題として総括質疑を行い、その後、財務常任委員会に付託いたします。最終日の3月22日に再度上程し、議案ごとに討論、起立採決とするものです。

次に、条例議案ですが、まず議案第18号、先ほど御説明いたしました、複数の委員会にまたがる改正条例、まとめ条例につきましては、3月7日月曜日に質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決とする案です。

次に、議案第18号を除く議案第12号から議案第24号までの改正条例12カ件につきましては、2月23日に質疑の後、委員会付託を行います。議案第12号から議案第17号まで及び議案第24号の計7カ件につきましては総務消防常任委員会へ、議案第19号、議案第22号及び議案第23号の3カ件につきましては建設経済常任委員会へ、議案第20号及び議案第21号の2カ件につきましては民生教育常任委員会へそれぞれ付託を行い、審査をお願いいたします。3月

7日に再度上程し、それぞれの議案ごとに討論、起立採決とする案です。

次に、議案第25号から議案第33号までの補正予算案9カ件につきましては、3月7日にそれぞれの議案ごとに質疑の後、討論、起立採決とする案です。

次に、議案第34号の人事案件、人権擁護委員1カ件につきましては、2月23日に上程し、質疑の後、委員会付託、討論を省略し、簡易採決とする案です。

次に、議案第35号及び議案第36号の市道路線の廃止・認定につきましては、2月23日に質疑の後、建設経済常任委員会へ委員会付託を行い、3月7日に再度上程し、討論、起立採決とする案です。

次に、議会案第2号、特別職の給与条例の一部改正条例につきましては、3月7日に上程し、質疑、委員会付託、討論を省略し、簡易採決とする案です。

次に、議会案第3号の意見書案1カ件につきましては、2月23日に質疑の後、委員会付託を行います。付託します委員会は民生教育常任委員会とするものです。委員会審査の後、3月22日の本会議において委員長報告を行い、討論、起立採決とする案です。

次に、次第書の2ページになります。

次第書2ページ、1の(1)のイですが、議案審査に係る常任委員会の開催日程です。総務消防常任委員会が3月3日木曜日の午前、建設経済常任委員会が同じく3日木曜日の午後、民生教育常任委員会が4日金曜日の午前とする案です。

また、財務常任委員会の日程につきましては、資料の10ページです。先ほど会期日程(案)で御説明いたしましたが、3月8日、総括質疑の後、財務常任委員会を議員協議会室で開催し、付託議案の審査日程について協議し、その後、一般会計歳入の補足説明という流れです。

9日以降につきましては、記載のと通りの審査項目です。

常任委員会の開催日程につきましては以上ですが、委員会の開会時刻につきましては、それぞれの委員会の中で決定されます。なお、財務常任委員会の開会時刻につきましては、原則午前10時開会と考えております。

また次第書の2ページ(1)のウになります。委員会審査報告書の取り扱いですが、委員会における議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受け、会期日程(案)に基づいて本会議において審議を行うこととしております。

説明は以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いにつきましてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案(意見書)の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。

○書記(佐藤俊行) 次第書は2ページになります。資料は11ページからになります。

議会案第3号 「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書です。この意見書につきましては及川秀一議員より提出されました意見書で、賛成者は村上久仁議員及び山田龍太郎議員です。取り扱い(案)といたしましては、民生教育常任委員会へ付託し、審査をするという案です。

説明は以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま書記より説明いたさせましたが、意見書の取り扱いについて御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。議員提出議案(意見書)の取り扱いについては、取り扱い案のとおり所管常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案(意

見書) の取り扱いにつきましてはそのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記をして説明いたさせます。

○書記(佐藤俊行) 次第書は3ページになります。資料は14ページからになります。

議会案第2号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。提案理由ですが、議会の議員に係る期末手当の支給割合を改定するため、地方自治法第203条第4項の規定によるものです。

内容ですが、期末手当の支給割合を現在の年間3.10月分を3.15月分に引き上げ、平成27年12月支給分から実施するものです。現在の100分の162.5から100分の167.5に改めるものです。また、平成28年度においては、6月支給分が100分の147.5を100分の150、12月支給分が100分の167.5から100分の165にそれぞれ改める内容です。

この議会案第2号の提出者を議会運営委員会委員長、賛成者を副委員長及び委員として提出するものです。

説明は以上です。

○委員長(小野泰弘) ただいま書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野泰弘) それではお諮りいたします。名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野泰弘) 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例の誤謬訂正についてを議題といたします。

書記をして説明いたさせます。

○事務局長(今野博幸) それでは、資料の18ページをごらん願います。

名取市議会基本条例第16条で地方自治法を引用しておりますが、このたびその法律番号に誤りがあることが判明いたしました。正しくは法律第67号と規定すべきところを法律第65号としていたもので、これについては全く事務方のミスで、大変申しわけなく思っております。

この誤りを正す方法といたしましては、厳密には議員発議による改正条例をもって訂正すべきところですが、内容が内容ですので、今回に限りましては誤植、いわゆる書き損じということで取り扱いをお願いしたいということです。

ただいま御説明申し上げましたように、今回につきましては、条例の改正ではなく、議会運営委員会の御了解をもって訂正させていただくことについて御理解を賜りたくお願いをするものです。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野泰弘） ただいま書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） それではお諮りいたします。名取市議会基本条例の誤謬訂正については、そのように決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについて書記より説明いたさせます。

○書記（佐藤俊行） それでは、資料の19ページからになります。今回、3件の陳情が提出されております。

まず、陳情第1号 市道本郷堀内線、焼野線及び本郷原線に関する陳情です。この陳情につきましては、本郷契约会会長の高橋昭五郎さん外360名より提出された陳情です。

次に、陳情第2号 乗合バスなとりん号館腰植松線の堀内南竹から総合南東北病院までの延伸を求める陳情です。この陳情につきましては、堀内南区長の長田勝夫さん外1名より提出された陳情です。

次に、陳情第3号 東日本大震災による慰霊碑等の公費による早急な修復

の実現に関する陳情です。この陳情につきましては、名取市遺族会会長の今野兵次さん外7名より提出された陳情です。

以上、陳情3件の取り扱いですが、次第書の3ページをごらん願います。陳情の写しを全議員に配付し、陳情第1号は建設経済常任委員会へ、陳情第2号は総務消防常任委員会へ、陳情第3号は民生教育常任委員会へそれぞれ送付し、調査をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま説明いたさせました陳情の取り扱いについて、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） それではお諮りいたします。陳情の取り扱いにつきましては、取り扱い（案）のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取り扱いにつきましてはそのように決定いたしました。

次に、当初予算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

書記をして説明いたさせます。

○書記（佐藤俊行） 次第書の4ページになります。

当初予算関連議案に対する総括質疑の取り扱いですが、総括質疑は会派を単位とする申し合わせ事項になっております。また、記載のとおり会派に所属しない議員の総括質疑については、議長が認めた場合これを行うことができるとなっております。現在、一人会派が3人おりますが、3人とも認めるのではなく、お一人だけ認めるとの御提案ですが、御協議をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 議会運営委員会には現在3人いる一人会派の中からお一人が代表でオブザーバーとして参加しています。そのほかの方の意見はわからないのですが、議会運営委員会や会派代表者会議で決まったこととお知らせするという意味もあってお一人参加していただいていると思います。総括質疑

の希望があるかどうかわからないのですが、一人会派の人数は別に決まっていないわけです。現在の3人が、もしかすると多くなる可能性があるかもしれませんが、そういう場合も一人会派から1人とするのか、あるいは、そのたびに協議するのか。議長が認めた場合これを行うことができるということなので、その時々なのかもしれないのですが、一人会派の方にこれでいいですかということをお話しているわけではない。議会運営委員会で決定して、3人の中からお一人、総括質疑をもし行うのであればやってくださいということにするのですか。

○委員長（小野泰弘） いかがでしょうか。郷内議長。

○議長（郷内良治） 今のお話ですが、取り扱いについてはあくまでも会派を単位とする申し合わせ事項があります。よって、会派ではない一人会派については、議長が認めた場合はこれを行うことができるということで、実際にその申し合わせ事項の中で、会派を持っていない一人会派の方々が3人おります。仮に総括質疑を行いたいという場合には、全員ではなくお一人を認めましょうという考えの上で、今回ここに提案させていただいたということです。それを決定するというものではありません。

○委員長（小野泰弘） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） それがいいとか悪いとか言っているのではなくて、当然やりたいということであれば認めるべきなのではないでしょうかけれども、事前に3人のうち1人でいいですかということではなくて、こちらから、今おっしゃったような根拠で、もしやるのであればお一人にしてくださいということですか。

○委員長（小野泰弘） 今の話は今回だけではなく、これからも一人会派の皆さんからの総括質疑はお一人にいたしますということを申し上げているのですが、それではお諮りいたします。当初予算関連議案に対する総括質疑については、取り扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、当初予算関連議案に対する総括質疑につきましては、そのように決定いたしました。

散会の前に私から皆さんにお諮りしたいのですが、一般質問通告書については、いつも順番の確認だけに終わっています。それで、議会運営委員会といた

しましては内容の確認を委員の皆さんにさせていただいてはどうかと思います。読み上げて確認にかえたいと思いますが、その必要があるのかどうかをまず皆さんにお諮りしたいと思うのですが、いかがでしょうか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） ただ読み上げるだけであれば特に必要はない気もするのですが、あえてそうしたいとおっしゃるのであれば別に反対はしませんが。

○委員長（小野泰弘） いえ、お諮りしております。私もわからないのですが、議会運営委員会として一人の議員の方の思いの中に介入していいものかどうかというのはあります。何か干渉するわけではないのですが、皆さんで考えてこういう質問はいかがなものかという意見が出た場合に、やはり後で議論できるようなものがあるのもいいのではないかと。その場では無理なのでしょうけれども。小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） そうであるならば、通告段階で事前に事務局と調整というか人によって時間の多寡はありますけれども、確認しています。最終的に議長が受けて、このように提出されましたということなので、いかがなものかと話をするのであればそのときでないと。通告書としてもう出てきた段階では、確かにおっしゃることの意味は若干わかるのですけれども、いかがなものかと言ったところで、何て言っているのか。変えさせるわけにはいかないし、確かに通告書を見た人からは、これは何が聞きたいのだろうという声が聞こえてくることはありますが、どうなのですか。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） 通告を受ける段階での事務方の捉え方ですが、過去に一般質問及び総括質疑の通告の指針なるものを御提示したことがあります。事務方で素案を御提示しましたけれども、それは議会運営委員会の中では決定されなかったといういきさつがありました。

一般質問については、先日の議員研修会の中での説明があったと思いますが、本市の一般住民に直接関係しないこと、あるいは県や国の権限に属すること、さらには一般質問がつい最近なされたことを繰り返して通告があるという部分も多々あります。そういうものを整理していこうということで過去に御提案を申し上げましたけれども、その実現には至っていないということで、今回の通告を見て宮城県の権限に関することや、この質問は、つい最近質問したば

かりというのもあるので、やはり市民の代表として議員が発言されるときに一定のルール化が必要なのかと思っております。このルール化は今後の課題といたしまして、こういう場で一つ一つ確認をしていただければ、我々通告を受ける側としても一つの目安になると考えております。

○委員長（小野泰弘） 今の話ですと、例えば読み上げただけでは余り資するものではないということで、御意見をいただくということもこの場ではないというのもまたありますから難しい問題ではありますけれども、そういう意味を含めて今の事務局長からの発言について皆さんに御意見をお伺いしたいと思うのですがいかがでしょうか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今の事務局長の話しですと、今後に当たっての参考にするという思いが高いということでしょうか。今回受けているものについては基本的には、もう一般質問の準備をしているわけです。ただ、今後の参考のために今回やってはどうかという意味合いなのではないでしょうか。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） 通告書の受理についてはこれまでも議会運営委員会で決定すると、最終受理は議会運営委員会の権限のもとでやっております。そして、私が申し上げたかったのは今までですと提出されて、少しこの文言がどうですかぐらいで終わっているのですが、やはり一般質問のあり方と申しますか、そういうものも含めてなかなか事務方では申し上げられない部分もあります。議員の共通理解と申しますか、そういったものを皆さんで確認して確立していただきたいと思います。そうすることによって、我々の段階ではまだ仮の受理の部分ですけれども、それも一定のルールに従って、受理をしていくことができるのかという思いです。

○委員長（小野泰弘） 長南委員。

○委員（長南良彦） そうであれば、やはり今後のことを重視して、議会運営委員会で今後そういったことを念頭に置いて議論をすべきであると思います。今回の一般質問に当たっては、防災行政無線に関しての自粛ということを各議員にファクスが送信されているわけですし、そういったものに触れているということがあって、再度ここでチェックということであれば別なのですが、特に抵触されるものがないのであれば、今回はよしということだと思います。

○委員長（小野泰弘） 今そのような意見がありました。今回は確認する必要はないと。一旦、事務局で受けているということですが。郷内議長。

○議長（郷内良治） 今回、改選により新しい議員の方も一般質問を出されています。そういう意味から、一般質問で、これはという部分があるので、この問題についていろいろ議会運営委員会の中で、問題というか内容について検討していただきたいと思っていますところです。検討いただいたからといって取り下げるとい問題ではありません。ただ、一議員として自分の発言には自分で責任を持ってもらわなければならない。きちんと市民に説明責任を持ってもらうということです。今回、内容を議会運営委員会の中で確認をして、皆さん方で共通理解をしていただきたいという思いから、今回説明していただきたいという思いで提案させていただいたところです。毎回やるかやらないかについては、議会運営委員会の中で今後決定することであって、今回の部分についてはそういう思いで提案をさせていただいたということです。

○委員長（小野泰弘） ほかに何か御意見はございませんか。及川秀一委員。

○委員（及川秀一） 先ほど一般質問の中で一般住民に関連しないこととか繰り返し質問するという内容があったわけですがけれども、議員側としては繰り返し質問することについては、例えば時系列を考えたときに、前回質問をして、検討するという話があったときに、その進捗についてどうかという部分について確認のしようがないので、再度一般質問をするということはあるかと思うのです。前回質問した内容の進捗も含めて、その考え方や実際の取り組みなどについて聞くということは特に問題ないのではないかと思います。

それから、質問事項の確認についてですが特に順番ないし、このような内容でという確認は、今までどおりでいいのではという気はします。

○委員長（小野泰弘） ほかに御意見はありませんか。小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 事務方としては、執行部からこの質問はどのようなのかということはあるのですか。

○委員長（小野泰弘） 郷内議長。

○議長（郷内良治） 当然、議会運営委員会を通ったとなれば、執行部側に提出になります。また、内々での通告は出ているようです。先ほど事務局長も話したように、県の問題とか、働きかけをすることとかその議員の思いというのは

わかりませんが、あからさまに本市の事務系ではないということについては、今後いろいろ検討しなければならない部分があるのではないかと思います。今回初めて一般質問をされる方々もいますので、議会運営委員会の皆さん方で共通理解をしていただきたいという思いです。

○委員長（小野泰弘） ほかに御意見はございませんか。今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） 一般質問の流れとしましては、事務方で受けた段階で未定稿という形で執行部に情報提供をしています。そして、本日の議会運営委員会の決定を待って、一部変わるところも当然ありますので、議会運営委員会の決定があったということで執行部では答弁書づくりになるわけです。先ほど小野寺委員から未定稿の形でやった段階で執行部からアクションがあるのかということでした。具体個別の方の名前は出しづらいのですが、やはり一般質問になじまないという部分も正直言われています。行政の仕事だが違法性を持ってやっているとか、市民の福祉向上につながらないことをやっているという視点で仕事をしている者は誰一人としていないわけです。本市の事務事業の中で。もう質問するまでもなく答弁が明白なものもあるだろうということも受けております。あくまでも参考ということでのお話です。

○委員長（小野泰弘） いろいろ御意見が出ましたけれども、ほかにはございませんか。小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） そうすると、一般質問を通告した人だけ言われるとなると、私などは毎回しています。一回もやらない人は何も言われなくて、毎回する人ばかり何でそんなにいろいろ言われなければいけないのかという気持ちとしてはあります。けれども、それでは具体的にどうするのかということですか。例えば、今回の一般質問の通告順は委員長が最初なのですが、ここから順番にこれはどうだ。次、大沼議員のこれはどうだ、ここはどうだ。と見ていくということですか。

○委員長（小野泰弘） 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前11時 6分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開をいたします。

ただいまの提案につきましては、後日改めて検討するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時6分 散会

平成28年2月19日

議会運営委員会

委員長 小野 泰 弘